

特別目的事業体の連結会計基準に関する国際比較¹⁾

威 知 謙 豪

1. はじめに
2. 特別目的事業体の役割と特別目的事業体の連結会計基準の論点
 - (1) 特別目的事業体の役割
 - (2) 特別目的事業体の連結会計基準の論点
3. 各会計基準における特別目的事業体の連結会計基準
 - (1) 米国会計基準における特別目的事業体の連結会計基準
 - (2) 国際会計基準における特別目的事業体の連結会計基準
 - (3) わが国会計基準における特別目的事業体の連結会計基準
4. 特別目的事業体の連結会計基準の国際比較とコンバージェンスの動向
 - (1) 特別目的事業体の連結要否の判断基準に関する会計基準の国際比較
 - (2) 一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定に関する国際比較
 - (3) 特別目的事業体の連結会計基準に関するコンバージェンスの動向
5. 特別目的事業体の連結に関するわが国会計基準の今後のあり方
 - (1) 特別目的事業体の連結要否の判断基準に関するわが国会計基準の今後のあり方
 - (2) 一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定に関するわが国会計基準の今後のあり方
6. おわりに

1. はじめに

欧州連合（EU）は、2005年1月から開始される会計年度より、EU域内の上場企業に対し、国際会計基準（IAS/IFRS）²⁾の適用を義務付けている。さらに、現在、EUの行政執行機関である欧州委員会（EC: European Commission）は、少なくとも2009年1月以降には、EU域内の証券市場に上場するEU域外企業に対しても、IAS/IFRSまたはIAS/IFRSと同等の会計基準の適用を義務付けることを予定している。

これに関連して、EU加盟国の証券規制当局から構成される欧州証券規制当局委員会（CESR: The Committee of European Securities Regulators）は、欧州委員会の要請を受け、米国会計基準、カナダ

会計基準、およびわが国会計基準が、IAS/IFRS と同等の会計基準であるか否かの検討を行い、2005年7月に公表した「第三国会計基準の同等性に関する技術的助言」（以下、技術的助言）にて、米国会計基準、カナダ会計基準、およびわが国会計基準は、全体としてIAS/IFRS と同等であると評価している。しかしながら、技術的助言では、米国会計基準、カナダ会計基準、およびわが国会計基準にて設けられている「一定の要件を満たす特別目的事業体（SPE: Special Purpose Entities）を連結除外とする規定」（以下、例外規定）を、IAS/IFRS との重要な相違が生じている点の1つであると指摘し、補完措置（remedies）の実施を求めている。具体的には、例外規定に基づいて連結範囲に含まれていないSPEを、連結範囲に含め再計算した補完計算書（Supplement Statements）の作成が必要であるとしている。

例外規定のほか、米国会計基準審議会（FASB: Financial Accounting Standards Board）は、エンロン社の不正会計事件を契機に、SPEの連結要否の判断に関する会計基準の見直し作業を進め、2003年1月に、SPEの連結要否の判断に関する新たな会計基準として、FASB 解釈指針書第46号「変動持分事業体の連結－ARB 第51号の解釈指針」を公表している。また、IASBは、2003年よりSPEの連結を含む包括的な連結会計基準の検討を進めており、2008年中には公開草案を公表することを予定している。しかしながら、現時点では、SPEの連結会計基準について、必ずしも会計基準のコンバージェンスという観点からの検討が行われているとはいえない状況にある。さらに、わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会は、2006年2月に、企業会計基準委員会の専門委員会を設け、SPEを用いた取引に関する会計基準の検討が開始されているものの、SPEの連結に関する会計基準については、今後の検討事項という位置づけをしており、本格的な議論が行われるには至っていない。

そこで本稿では、SPEの連結に関する会計基準を「SPEの連結要否の判断基準」と「一定の要件を満たすSPEを連結除外とする例外規定」とに大別して、米国会計基準、IAS/IFRS、およびわが国におけるSPEの連結に関する会計基準を比較検討し、会計基準のコンバージェンスを進めるという観点からSPEの連結に関するわが国会計基準の今後のあり方について検討する。

2. 特別目的事業体の役割と特別目的事業体の連結会計基準の論点

（1）特別目的事業体の役割

Hartgraves and Benston (2002. 246) によれば、SPEとは一般に、「ある特定の企業に便益をもたらすために、限定された目的、設立期間、活動を行うように設立されるリミテッド・パートナーシップ、株式会社、信託、あるいはジョイント・ベンチャーという法的形態を採る事業体」とされ、米国では1970年代の後半から1980年代の初頭にかけて投資銀行や金融機関が資金調達のためのビークル（Vehicle）として顧客に提供したことがその始まりであり、銀行やその他の企業が保有する売掛債権

の証券化³⁾を行うことを主な目的として設立される事業体であるとされる。

現在では、売掛債権の証券化といった典型的な証券化取引のみならず、住宅ローン債権を対象とした MBS (Mortgage Backed Securities)、商業不動産に対するノンリコースローン等を証券化の対象資産とした CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities)、あるいはその他のローン債権やリース資産の証券化などの多様な資産を対象とした証券化取引の際に、資産の譲受人兼 ABS の発行者として SPE が設立される。また、これらの資産を譲り受けるタイプの証券化 (資産譲渡タイプの証券化) 取引以外にも、資産運用を目的とした集団投資スキーム⁴⁾の実施を目的として SPE が設立されるケースがある。

このように、SPE は、多様な目的のために設立されるが、本稿では秋葉 (1999: 27) に従い、SPE とは、証券化あるいは集団投資スキームの対象となる資産から生じるリスクとリターンを明確化し、これらを投資家に帰属させるために、資産の譲渡人や取引の関係者の倒産リスク、および SPE 自体の倒産リスクを排除するという倒産隔離 (bankruptcy remoteness) の役割を担う事業体であるとして検討を進める。

(2) 特別目的事業体の連結会計基準の論点

「はじめに」にて若干述べたとおり、SPE の連結に関する会計基準は、「SPE の連結要否の判断基準」と、「一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定」とに大別することができる。

このうち、前者の「SPE の連結要否の判断基準」に関する論点とは、どのような基準に基づいて誰が SPE を連結すべきであるかという点にある。SPE は、倒産隔離を図ることを目的として、設立時の法的文書によりあらかじめ事業活動の内容が決定され、SPE ならびにその関係者の意志決定能力が実質的に存在しないように設立される。そのため、SPE の連結要否の判断にあたっては、意思決定機関への支配の有無に基づいて連結要否を判断するという、従来の連結範囲の決定基準 (支配力基準) では、連結要否の判断を行うことが困難であるという問題が生じる。さらに、SPE の連結要否の判断基準を設定するという規制目的上の観点からみれば、SPE をどのように捉えるか、つまり、ある連結範囲の判断基準を適用するとしても、その基準が適用される範囲をどのように設定すべきであるかという問題がある。

後者の「一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定」に関する論点とは、CESR の指摘にもあるように、「米国会計基準およびわが国会計基準では『一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定』が存在するが、IAS/IFRS ではこのような例外規定は設けられていない」という会計基準の相違を、今後どのように解消すべきであるかという点にある。なお、本稿は、SPE の連結に関する会計基準を検討するものであるが、かかる例外規定の意義、およびその根拠について検討する際に、SPE の連結要否の判断に関する会計基準と金融資産の認識中止に関する会計基準との間に生

じるコンフリクトについての検討が不可欠であることから、本稿では、SPE の連結に関連する部分に限定して、金融資産の認識中止に関する会計基準についても一部取り上げている。

3. 各会計基準における特別目的事業体の連結会計基準

(1) 米国会計基準における特別目的事業体の連結会計基準

a) 緊急問題専門部会の合意による特別目的事業体の連結要否の判断基準

後述する FASB 解釈指針書第 46 号「変動持分事業体の連結— ARB 第 51 号の解釈指針」の公表以前、米国会計基準では、FASB の緊急問題専門部会 (EITF: Emerging Issue Task Force) の合意である EITF トピック第 D-14 号「SPE に関連する取引」、および EITF 論点第 90-15 号「リース取引における実体の無いレッサー、残価保証およびその他の規定の影響」に基づいて、SPE の連結要否の判断を行うことが求められていた。

EITF トピック第 D-14 号は、特定の債権、リース取引、およびその他の SPE に関連する取引において、SPE の連結をすべきであるか否か、および SPE への資産の譲渡を売却処理すべきであるか否か、という論点に関する指針を提供したものである。EITF トピック第 D-14 号では、SPE に実質的な資本投資を行っている独立した第三者である過半数の議決権所有者が SPE を支配し、SPE の資産の所有による実質的なリスクと経済価値を保有している状況であれば、SPE の設立者は、SPE を非連結とし SPE への資産譲渡を売却取引として処理することが妥当であるとしている。また、逆に、① SPE の議決権所有者が名目的な持分しか保有しておらず、② SPE の事業活動は実質的に SPE の設立者、あるいは譲渡人のためのものであり、かつ、③直接的あるいは間接的に、SPE の資産・負債の実質的なリスクと経済価値 (risk and rewards) が、SPE の設立者または譲渡人に残っている、という状況では、SPE の非連結処理、および資産の売却処理は認められないとしている。つまり、上記①～③の要件のいずれか 1 つでも満たさない状況であれば、SPE の連結は求められないことになる。

EITF 論点第 90-15 号は、リース取引を目的として用いられる SPE の連結要否に関する追加的な指針として公表をされたものである。EITF 論点第 90-15 号では、①実質的に、SPE 事業活動のすべてが単一の借手に対するリースに関連している、②リース資産についての予想される実質的な残余リスクやすべての残余の経済価値、および SPE の債務が、直接または間接に借手に属している、③ SPE の所有者は、リース期間を通じてリスクを負うのに十分な実質的な劣後持分投資をしていない、という 3 つの要件をすべて満たす場合には、借手は貸手である SPE の連結が求められると合意している。これは、逆に言えば、上記の①～③の要件のいずれか 1 つでも満たさない状況であれば、SPE の連結は求められないことを意味する。特に、上記③の要件については、SPE への劣後持分投資の最小割合として、SPE の総資産の 3% という数値が示されていた。

しかしながら、実務上では、リース取引以外の目的で設立される SPE であっても、外部の第三者による SPE への劣後持分投資が SPE の総資産の 3% 以上である場合には、当該 SPE を連結範囲から除外することができる」と解釈され、大部分の SPE が連結範囲から除外され不正の温床となっていたことが指摘されている (Hartgraves and Beston, 2002, 251-253. 山地, 2003, 26)。

b) FASB 連結プロジェクトにおける特別目的事業体の連結要否の判断基準に関する検討

FASB は、EITF の合意による対応を図る一方で、すべての事業体に対して支配力基準を適用するための包括的な連結会計基準の開発を目的としたプロジェクト (以下、FASB 連結プロジェクト)⁵⁾ にて、SPE の連結に関する会計基準の検討を始めていた。

1991 年に公表した討議資料「連結方針および連結手続に関する諸問題の分析」(以下、討議資料) では、「支配の推定 (presumptions of control)」を適用し、SPE の設立者に SPE を連結することを求めている。すなわち、SPE の設立者は、所有者持分を保有していないが、設立時の契約やその他の手段によって SPE のすべての事業方針や財務方針を策定しうる地位にあることから、議決権の過半数所有と同程度の支配力を持ち、また、それを通じて過半数所有者の持分請求権 (majority equity interest) から得られるのと同様の便益を得ていると考えられたのである (討議資料, pars 187-188)。

SPE の連結にあたって「支配の推定」を適用するという考え方は、1994 年に公表された予備的見解「連結方針に関連する主要な論点」(以下、予備的見解)、1995 年に公表された公開草案「連結財務諸表：方針と手続」(以下、連結公開草案)においても引き続き示され、①設立者以外のものはその定款の規定を変更できず、②その事業体の活動は、実質的にすべての将来の正味キャッシュ・フローもしくはその他の将来の経済的便益を設立者に与えるように、設立者があらかじめ決めることのできる等の契約が存在している場合には、設立者による SPE への実質的な支配が存在すると推定されるとある (予備的見解, par. 36 (d). 連結公開草案, par. 14 (d))。ただし、連結公開草案の改訂版として 1999 年に公表された改訂公開草案「連結財務諸表：目的と方針」では、SPE についてのみ「支配の推定」を適用する必要はないとしている (改訂公開草案, par. 242)。

その後、FASB は、2000 年 9 月に公表した作業草案「連結方針—修正アプローチ」(以下、修正アプローチ) にて、SPE などの事業内容と権限に著しい制限が課されている事業体の連結要否の判断基準に関する追加的な指針を提案している。修正アプローチでは、SFAS 第 140 号に規定される適格 SPE (後述する) でないことを前提として、①現時点で当該事業体の事業活動や権限を変更する能力を有している場合、または、②リターンが著しく変動する可能性のある SPE の財務持分の保有割合が過半数に満たない場合であっても、他の関係者よりも多くの割合を保有する場合、のいずれかに該当する場合には、当該 SPE を連結することを求めている⁶⁾。

このように、FASB は、SPE を含む事業体の連結の連結要否の判断に関する会計基準の検討を重ね

ており、2001年当初には、FASBはSPEの連結に関する会計基準を開発することに専念すると決定していたが、2001年末に破綻したエンロン社の不正事件によってSPEの連結問題が注目されることになった時点では、確定版の基準書としての公表には至っていなかったのである。

c) FASB 解釈指針書第 46 号「変動持分事業体の連結— ARB 第 51 号の解釈指針」の考え方

エンロン社の不正会計事件を契機として、FASBは、SPEの連結問題に関する検討のペースを上げ、2002年4月には暫定的結論「十分な独立した経済実態を欠く事業体」、同年6月には解釈指針書公開草案「特定のSPEの連結」を公表した。その後、FASBは2003年1月に、SPEの連結要否の判断基準に関する確定版の解釈指針書として、FASB 解釈指針書第46号「変動持分事業体の連結— ARB 第51号の解釈指針」（以下、FIN 第46号）を公表した。なお、同年12月には、FIN 第46号の適用上の問題の明確化を図るために、FIN 第46号の改訂版（以下、改訂FIN 第46号）が公表されている。以下、本稿では、改訂FIN 第46号に基づいて検討する。

改訂FIN 第46号では、SPEという用語に代わり、変動持分事業体（VIE: Variable Interest Entities）という事業体を定義している。改訂FIN 第46号では、事業体のリスクを負担する持分投資の総額が不十分である⁷⁾、または、当該事業体のリスクを負担する持分投資家が有する支配的財務投資の特徴を欠いている場合には、当該事業体はVIEであると判断される（改訂FIN 第46号, par. 5）。これらの要件は、〔表1〕のとおりである。つまり、改訂FIN 第46号では、事業体への持分投資に関する要件を設定することにより、債権者に先立ってリスクを負担するはずである持分投資が事業体の期待損失額を下回る状況であるか否かの判断を求めており⁸⁾、また、当該事業体の投資家が有する特徴について要件を設定することによって、ARB 第51号「連結財務諸表」にて求められている議決権の過半数保有者（支配的財務投資を有する者）が存在しない状況にあるか否かという、2つの観点からVIEを定義し、その要件を設けているのである⁹⁾。

事業体がVIEと判断された場合、VIEは、VIEの期待損失（expected losses）の過半を負担する義務を負っている、または、VIEの期待残存利益（expected residual returns）の過半数を享受する者である、主たる保有者（PB: Primary Beneficiary）によって連結されることが求められる¹⁰⁾。

このように、FASBは、議決権の過半数所有の有無に基づいて連結要否の判断が求められる事業体ではなく、リスクと経済価値の帰属の有無に基づいて連結要否が判断される事業体として、VIEという会計基準上の事業体の定義を導入している。そしてこれにより、約20年に渡ってFASBおよびEITFが検討を重ねてきた、連結要否の判断基準という規制目的上の観点からの「SPEとは何か」という課題、言い換えれば、「リスクと経済価値の帰属の有無に基づいて連結要否が判断される事業体」の範囲をどのように決定するかという課題を解決しているのである。

〔表1〕 リスクを負担する持分投資の総額に関する要件とリスクを負担する
持分投資家が有する支配的財務投資の特徴

リスクを負担する持分投資の総額に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権の有無を問わず、事業体の利益および損失に大きく参加する持分投資を含む。 ・ 他の VIE への劣後出資と交換に、その事業体が発行した持分投資を含まない。 ・ 事業体またはその関係者から直接または間接的に持分投資家に提供された金額を含まない。 ・ 事業体またはその関係者から持分投資家に貸し出された金額を含まない。
リスクを負担する持分投資家が有する支配的財務投資の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権あるいは議決権と同様の権利により、直接的または間接的に事業体の活動の意思決定を行う能力がある。 ・ 事業体の期待損失を負担する義務がある。 ・ 事業体の期待残存利益を受け取る権利がある。

出所：FASB. 2003. 改訂 FIN 第 46 号, par. 5.

d) 一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定

これまで検討した SPE の連結要否の判断に関する会計基準とは別に、現行の米国会計基準では、財務会計基準書第 140 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理（財務会計基準書第 125 号の更新）」（以下、SFAS 第 140 号）にて、適格 SPE (QSPE: Qualifying Special Purpose Entity) と呼ばれる会計上の SPE を定義している。

SFAS 第 140 号によれば、QSPE とは、①譲渡人から明確に分離されていること、②活動内容が制限されていること、③保有可能な資産が制限されていること、④資産の処分方法が制限されていること、という 4 つの要件（これらの要件の詳細は〔表 2〕のとおり）を全て満たす信託または法的機関とされる。そして、SFAS 第 140 号は、QSPE へ資産を譲渡した者（譲渡人）およびその関係者¹¹⁾は QSPE を連結してはならないと規定している（SFAS 第 140 号, par. 46）。

QSPE であれば、譲渡人およびその関係者の連結範囲から除外するという考え方は、法的に隔離され受益権を発行する QSPE であれば、QSPE が発行する受益権 (BI: Beneficial Interest) の保有者が QSPE の資産の保有者であるとして、QSPE に売却した資産は QSPE へ資産を譲渡した者（譲渡人）および QSPE の関係者の連結範囲に含まれないとしたものである。FASB は、かかる取扱いについて異論はあるものの正当化しうると主張している（SFAS 第 140 号, pars. 197-198）。

また、SFAS 第 140 号では、FASB の構成員が「QSPE に対する金融資産を譲渡し第三者への BI を発行した際に、当該資産が実質的に第三者に売却されることを認め、その後、譲渡人に対して QSPE の連結を求めることで第三者への売却が相殺消去されることは不条理である」と指摘し、「EITF 論点第 96-20 号『SPE の連結に関する SFAS 第 125 号の影響』（以下、EITF 論点第 96-20 号）¹²⁾にて既に合意されていた QSPE を連結除外とする考え方を、SFAS 第 140 号においても維持すべき」と主張したことが明記されている（SFAS 第 140 号, par. 199）。なお、EITF 論点第 96-20 号では、例外規定の設定にあたり、「SFAS 第 125 号に従って認識中止した金融資産が SPE の連結によって覆されてはならない」という論拠が示されている（EITF, 1996b）。

このように、QSPE を連結除外とする例外規定は、「法的に隔離され BI を発行する QSPE であれば、QSPE が発行する BI の保有者が、QSPE の資産の保有者である」ことを根拠とするものであるが、その背景には、「財務構成要素アプローチに基づいて、金融資産に対する支配を一部または全部を放棄したことによって認識を中止した資産が、リスクと経済価値の帰属の有無に基づいて SPE の連結が求められることによって覆されてはならない」という、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結要否の判断に関する会計基準とのコンフリクトを回避するために設けられた規定であると考えることができる。

〔表 2〕 QSPE に求められる要件

譲渡人からの分離に関する要件 (pars. 35 (a), 36.)	譲渡人は当該 SPE を一方的に解散することができず、かつ (1) 当該 SPE が発行した BI の 10% 以上を外部の第三者が保有している、または (2) 当該譲渡取引が、保証付モーゲージ (guaranteed mortgage) の証券化であること。
業務内容の制限に関する要件 (par. 35 (b))	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPE に認められる事業内容は著しく制限されていること。 ・ 当該 SPE の設立に関する法的文書または当該 SPE が保有する資産 (譲渡人から譲り受けた資産) に係る BI の発行時に作成された法的文書により、当該 SPE の業務内容がすべて規定されていること。 ・ 第三者 (譲渡人、その関係者およびこれらの代理人以外の者) である BI 保有者の少なくとも過半数の承認がある場合にのみ事業活動 (当該 SPE の事業活動) の著しい変更が可能であること。
保有資産の制限に関する要件 (par. 35 (c))	<p>当該 SPE の保有資産は、以下に挙げるものに制限されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受動的 (passive) な性質を有する金融資産 (2) 譲渡人、その関係者およびこれらの代理人以外に発行 (または売却) された BI 等に関連する受動的な金融デリバティブ商品 (3) SPE の設立時、資産の譲渡時、または BI の発行時において取得した譲り受けた資産に対するサービシング業務の不履行や譲り受けた資産の支払い不履行によって対価を受け取る金融資産 (例: 保証、担保権) (4) 保有する金融資産に関連する回収サービス業務権 (5) 保有する金融資産の回収 (抵当権の実行など) に関連して一時的に保有する非金融資産 (6) 譲り受けた資産からの回収金や当該回収金を BI の保有者へ分配するまでの一時的な運用を目的とした投資証券 (すなわち、公開されている金融市場の証券または相対的にリスクが無い証券でオプションが付随しない証券で、BI の保有者へ分配するまでに満期が到来するもの)
資産の処分方法に関する制限 (par. 35 (d))	<p>現金以外の金融商品を第三者へ売却・処分するにあたり、以下 (1) ~ (4) のいずれかの一定の状況に対して自動的に対応する場合に限定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 以下①~③のすべての要件を満たした事象が発生したことによる場合 <ol style="list-style-type: none"> ①当該事象が SPE の設立時もしくは譲渡資産を担保とする BI の発行時における法的文書にて特定されていること ②当該事業が譲渡人、その関係者およびこれらの代理人の支配外であること ③当該事象が譲渡資産の公正価値が譲渡時から一定額以上下落した結果発生した (または発生する) ものであること (2) 当該事業が譲渡人とその関係者およびそれらの代理人以外の BI の保有者による売戻権の行使による場合 (3) SPE の設立時、資産の譲渡時、または BI の発行時における法的文書の規定にて譲渡人に付与されたコール・オプションや取戻条項の行使による場合 (4) SPE の清算、または BI の固定期日または当初より特定できる期日の到来に伴うものである場合

出所: FASB. 2000. SFAS No. 140.

(2) 国際会計基準における特別目的事業体の連結会計基準

a) 特別目的事業体の連結要否の判断基準に関する会計基準の設定経緯¹³⁾

IASC では、IAS の解釈指針を開発するという役割を担う組織として 1997 年に設立された解釈指針委員会 (SIC: Standing Interpretation Committee) が SPE の連結要否の判断基準を検討するという役割を担った。

SPE の連結要否の判断基準に関する検討は、1997 年 10 月に開催された第 2 回目の解釈指針委員会会議 (以下、SIC 会議) にて検討すべき課題として挙げられ、以降の SIC 会議では、証券化、リース取引、研究開発活動を目的として設立される SPE の利用例を挙げたうえで、IAS/IFRS における事業体の連結範囲の決定に関する会計基準である IAS 第 27 号「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」¹⁴⁾ における支配の定義¹⁵⁾ や事業体への支配が存在する状況との関係について検討が行われた。

SPE の連結に関する議論の中では、当時進行中であった金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止の考え方との関係に関する検討も行われており、①事業体の連結要否の判断にあたり「リスクと経済価値」の考え方と「支配」の考え方を混同していないか、②公開草案第 E62 号「金融商品：認識および測定」(後の IAS 第 39 号) における金融資産の認識中止との関係をどのように考えるか、③金融資産の認識中止と SPE の連結の問題は、別個の問題かそれとも同時に解決すべき問題であるか、等が指摘されていた。なお、これらの指摘は、当時の EITF が検討を重ねていた問題とほぼ同じものといえる¹⁶⁾。

b) 解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—SPE」の考え方

SIC での検討の成果は、1998 年 6 月に開催された SIC 会議での検討後、解釈指針書公開草案第 D12 号「SPE の連結」として公表され、1998 年 11 月に開催された IASC 会議での承認を経て、解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—SPE」(以下、SIC 第 12 号) として公表された。

SIC 第 12 号は、SPE とは「十分に明確化された目的を達成するため (例えば、リース、研究開発活動または金融資産の証券化を実行するため) に設立される事業体」とし、「会社、信託パートナーシップまたはその活動に関するマネージメントの意思決定権限に対して、厳しい、時には永久の制限を貸すという法的手続きを経て創設されることが多い」(SIC 第 12 号, par. 1) と説明しており、SPE が用いられる取引や、SPE が有する性質という観点から SPE が捉えられている。

SIC 第 12 号では、SPE の連結要否の判断基準として、SPE を実質的に支配している者に当該 SPE の連結を要求するという原則的な考え方を示し、ある事業体によって SPE が支配されている状況を示す指標 (indicators) として、事業活動、意思決定、便益¹⁷⁾、およびリスクを挙げている (SIC 第 12 号, pars. 8, 10) [表 3]。また、同号の付録にて、これらの指標に関する例が挙げられている¹⁸⁾。

SIC 第 12 号では明示されていないが、これらの指標のうち、便益、リスクに関する指標は、SPE の連結要否の判断を行うための指標であり、事業活動、意思決定に関する指標は、SIC 第 12 号が適用される範囲、すなわち便益およびリスクという指標を用いて連結要否が判断される事業体である「SPE の範囲」を捉えるための指標であると考えることができる。

なお、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結要否の判断に関する会計基準との間に生ずるコンフリクトについては、SIC 第 12 号では解決は図られていない。また、SIC 第 12 号とほぼ同時期に公表された IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」では、「SPE へ金融資産を譲渡した譲渡人が当該金融資産を認識中止したとしたにもかかわらず、ある場合にはその譲渡人は IAS 第 27 号および SIC 第 12 号に従って、その SPE を連結するように要求されることがあり得る」（IAS 第 39 号, par. 41. *footnote*）ことが指摘されている。

〔表 3〕 SPE への支配が存在する状況

事業活動	実質的に、SPE の事業活動が企業の特定の事業上のニーズに従ってその企業のために行われ、それによりその企業は SPE が行う事業から生じる便益を得ている。
意思決定	実質的に、企業は SPE の事業活動から生じる便益の大半を獲得するための意思決定権限を有する、または“自動操縦”の仕組み (“autopilot” mechanism) を設定することによって、企業はこの意思決定権限を委託している。
便益	実質的に、企業は SPE の便益の過半を獲得する権利を有する。また、それゆえに SPE の事業活動に伴うリスクにさらされている。
リスク	実質的に、その企業は、SPE の事業活動からの便益を得るために、SPE またはその資産に関する残余価格または所有者リスクの大半を負っている。

出所：IASC. 1998a. SIC No. 12, par. 10.

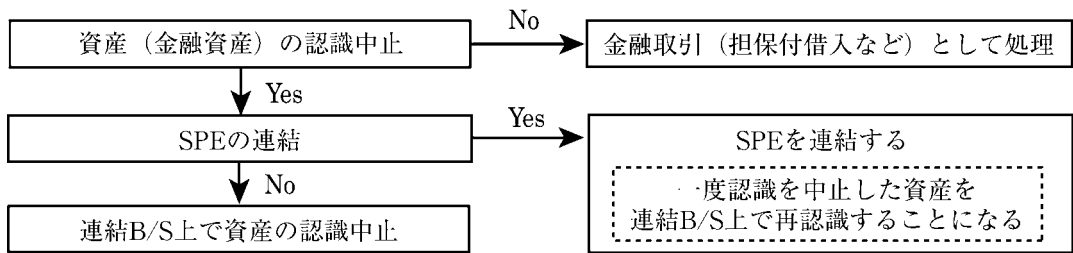
c) 金融資産の認識中止と特別目的事業体の連結とのコンフリクト

既に述べたとおり、売掛債権の証券化などの典型的な証券化取引の実施にあたっては、SPE へ金融資産を譲渡した譲渡人が当該金融資産を認識中止したにもかかわらず、譲渡人が譲受人である SPE を連結することが求められる場合には、譲渡人は、結果として当該金融資産を認識中止するという意図を果たすことが出来ないことになる。これは、金融資産に対する支配を放棄した場合に、当該金融資産の認識を中止することが求められるという「資産に対する支配」と、SPE の連結要否の判断基準としての「事業体への支配」とが、それぞれの判断に関する具体的な基準のレベルでは、必ずしも整合性が確保されているとはいえないために生じるコンフリクトであるといえる。そのため、米国会計基準では、QSPE であれば連結除外とするという例外規定が設けられており、また詳細は後述するが、わが国会計基準においても、一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定が設けられている。

一方で、IASC は、SPE の連結に関する会計基準、および金融資産の認識中止に関する会計基準を検討する際に、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結要否の判断に関する会計基準と

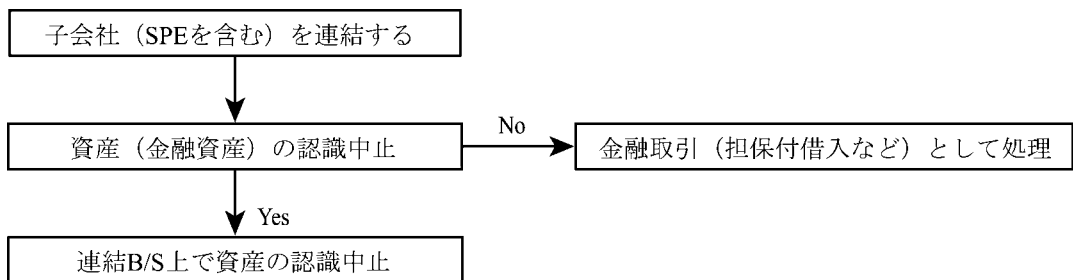
の間に生じるコンフリクトをどのように考えるかが検討されたが、既に述べたとおり、SIC 第 12 号、および IAS 第 39 号の公表時点では、かかる問題についての特段の対応は図られなかった〔図 1〕。そのため、現行の IAS/IFRS では、一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定は設けられていない。また、後述する IASB 連結プロジェクトにおいても、例外規定を設けることについては否定的な見解が主張されている。

なお、IASC は、金融資産に関する包括的な会計基準を設定するために、IASC と主要な会計基準設定主体から構成された組織である JWG (Joint Working Group of Accounting-Setters)、および IAS 第 39 号の適用指針を作成することを目的として IASC 内に設けられた IAS 第 39 号適用指針委員会 (IAS39IGC: IAS39 Implementation Guidance Committee) にて、金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結要否の判断に関する会計基準との間に生じるコンフリクトについての検討を行っており、その後、2003 年 12 月に公表された IAS 第 39 号の改訂版 (以下、改訂 IAS 第 39 号) にて「SPE を含むすべての子会社を連結し、次いで資産の認識中止に関する検討をする」とし、金融資産の認識中止と SPE の連結との間に生じるコンフリクトを実質的に解消している〔図 2〕。



〔図 1〕 金融資産の認識中止と特別目的事業体の連結との関係 (IAS 第 39 号と SIC 第 12 号)

出所：IASB. 1998. IAS No. 39, par. 41. [IAS 第 39 号] に基づいて作成。



〔図 2〕 金融資産の認識中止と特別目的事業体の連結との関係 (改訂 IAS 第 39 号と SIC 第 12 号)

出所：IASB. 2003. IAS No. 39 [改訂 IAS 第 39 号], par. 15, AG (Application Guidance). par. 36. に基づいて作成。

d) 特別目的事業体の連結会計基準に関する再検討の動向

現在、IASB では、プロジェクト「連結（SPE を含む）」（以下、IASB 連結プロジェクト）にて、SPE の連結要否の判断基準を含む包括的な連結会計基準の検討が行われている。IASB 連結プロジェクトは、2003 年 6 月に正式な検討課題として検討が開始されたプロジェクトであり、SPE を含むすべての事業体に対する支配規準（control criteria）を開発し、現行の IAS 第 27 号、および SIC 第 12 号に替わる単一の会計基準を公表することを目的としている。

IASB 連結プロジェクトの当初では、SPE 以外の事業体の連結要否の判断基準に関する検討とともに、SPE の連結要否の判断基準に関する検討も行われた。プロジェクト初期における SPE の連結に関する暫定的な合意事項によれば、基本的には、SPE の連結要否の判断基準に関する現行の IAS/IFRS である SIC 第 12 号における考え方が踏襲されている〔表 4〕。なお、IASB はこの時点で、一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定を設けることには否定的な見解を示しており、2002 年 6 月および 10 月の審議での暫定的な合意内容によれば、「特定のタイプの取引（例えば、証券化）であることを根拠に、連結からの特定の例外はあるべきではない」と主張している。

その後、IASB 連結プロジェクトは、SPE 以外の事業体への支配概念に関する合意を得たうえで、合意された支配概念に基づいて SPE の連結基準に関する検討を進めることが決定され、事業体への支配の原則的な定義として、支配とは「事業体からの便益を獲得する、これらの便益の量を増加させる、維持するあるいは保護するために、事業体の戦略的な資金調達活動や営業活動に対して直接に指示する能力」とすることが暫定的に合意されている（IASB, 2006. par. 23）。現在は、事業体が自動操縦（autopilot）の状況に置かれている場合の連結要否の判断基準に関する検討が開始されており、今後は、SPE の連結に関する議論が本格的に進められる見込みである。

〔表 4〕 IASB 連結プロジェクトの初期における特別目的事業体の連結会計基準に関する合意事項

(1)	支配は、SPE 連結のための基礎とすべきである。しかしながら、（企業の）政策決定をする能力が欠如している場合において、支配は、他の手段（方法）で判断されなければならない。
(2)	SPE の連結のための基準は、他の事業体を連結するための基準に対して一貫性があるようにすべきである。
(3)	期待損失の変動の大部分にさらされている SPE の持分保有者は、SPE でない事業体の過半数持分保有者と非常に類似している（そのような持分保有者は、たいていの場合 SPE を連結すべきである）。
(4)	この原則を適用することで、結果的に連結されない SPE をもたらす可能性がある。
(5)	特定のタイプの取引（例えば、証券化）であることを根拠に、連結からの特定の例外があるべきでない。SPE の連結の際の状況でも、原則ベースであるべきである。

出所：IASB. 2003. IASB Project Summary, Consolidation (including special purpose entities) . 3-4.

(3) わが国会計基準における特別目的事業体の連結会計基準

a) 特別目的事業体の連結要否の判断に関する指針

従来、わが国会計基準では、後述する一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定を除き、

SPE の連結要否の判断に関する会計基準は設けられていなかったが、日本公認会計士協会は、2000年1月に公表した「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q&A」（以下、連結範囲 Q&A）にて、「特定目的会社等」、「特別目的会社等」という表現を用いて、例外規定の要件を満たさない SPE の連結要否の判断に関する指針を提供している〔表 5〕。

連結範囲 Q&A では特に、金融機関・弁護士等が SPE に全部またはその大部分を出資しており、SPE へ資産を譲渡する者（譲渡人）は出資を行っていないか、または出資を行っていたとしてもその割合が 15% 未満である状況を前提としたうえで、当該 SPE の権利義務ならびに損益等が譲渡人に帰属する場合に、当該 SPE は、譲渡人の子会社に該当するとしている（連結範囲 Q&A, Q&A13 (1)）。

このように、連結範囲 Q&A では、譲渡人による SPE の連結判断に限定しており、かつ、SPE への出資割合に関する一定の制限が設けられているという点では制限的ではあるものの、リスクと経済価値の帰属という観点から SPE の連結要否の判断を行うことを求めている¹⁹⁾。

〔表 5〕 連結範囲 Q&A における特別目的事業体の連結要否の判断に関する取り扱い

金融機関・弁護士等が SPE に全部またはその大部分を出資し、資産の譲渡人は出資を行っていないか、または出資を行っていてもその割合が 15% 未満である場合において、SPE から生じる権利義務ならびに損益等が実質的に資産の譲渡人に帰属する場合には、当該 SPE は譲渡人の子会社に該当する。
チャリタブル・トラスト等の形式的かつ非営利の事業体を經由して出資した場合であっても、当該事業体は「緊密な者」あるいは「同意している者」とみなされ、上記 (1) の場合と同様に扱う。

出所：日本公認会計士協会. 2000. 連結範囲 Q&A, Q&A 13.

b) 一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定

わが国会計基準では、一定の要件を満たす SPE であれば、当該 SPE の出資者および当該 SPE へ資産を譲渡した者（譲渡人）の連結範囲から除外するという例外規定が設けられている〔表 6〕。かかる規定は、企業会計審議会が公表した「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下、具体的な取扱い）にて新たに設けられ、1998年に改訂された財務諸表等規則の第 8 条第 7 項に反映されている。以降では、例外規定の要件を満たす SPE を「8 条 7 項 SPE」という。

企業会計審議会では、SPE の連結に関する会計基準の検討にあたり、具体的な取扱いの公開草案として公表した「連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な基準（案）」（以下、具体的な基準（案））の段階では、EITF トピック第 D-14 号を参考として、SPE に資産を譲渡した者が譲渡した資産から生じる損失を負担する、あるいは利益の過半を享受する者に当該 SPE を連結することを求めていた〔表 7〕。しかしながら、具体的な基準（案）における SPE の連結要否の判断に関する取り扱いに対する各界からの批判²⁰⁾を受け、企業会計審議会は、EITF 論点第 96-20 号を参考として「資産を譲り受ける SPE が一定の要件を満たす場合には、SPE へ資産を譲

渡したもののおよび SPE の出資者の子会社には該当しないものとする」と大きく方向転換を図り、例外規定が設けられることとなった。これまで検討した SPE の連結に関するわが国の現行会計基準の全体像を整理すると〔図 3〕のとおりになる。

〔表 6〕一定の要件を満たす特別目的事業体（8 条 7 項 SPE）を連結除外とする例外規定

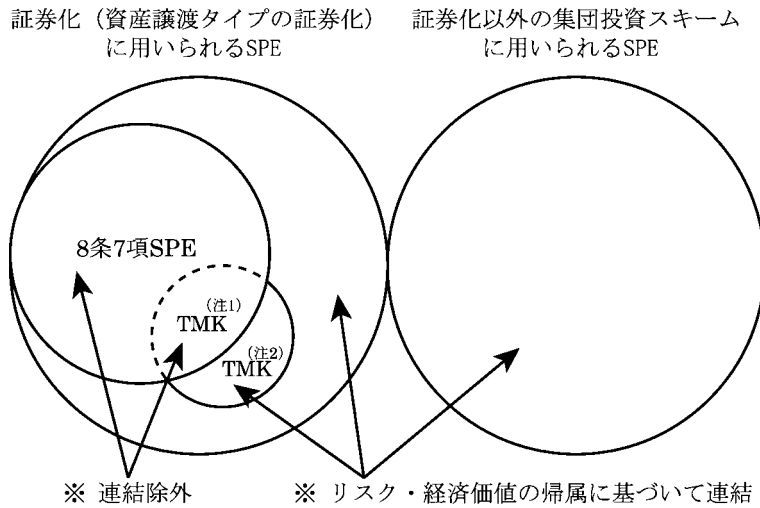
(1)	譲受人である SPE が譲渡人から資産を適正な価額で譲り受けていること。
(2)	当該資産から生ずる収益を当該 SPE が発行する証券の出資者に享受させることを目的として設立されていること。 当該 SPE の事業が上記（2）の目的に従って適切に遂行されていること。なお、譲り受けた資産が金融資産である場合には、上記（2）の目的に従って適切に遂行されている例として以下の①～⑤が挙げられている。 ①資産処分により収益をあげ、証券の保有者へこれを享受させる場合 ②証券の保有者への配当、利払い及び償還等の時期まで余資を運用して収益を高める場合 ③事業目的を遂行する上でデリバティブによりキャッシュ・フローを調整する場合 ④事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入（例えば、証券を完済するまでの借入、又は証券の保有者への配当、利払い及び償還等のための借入）を行う場合 ⑤事業目的に従い、一部の金融資産の回収に伴い譲渡人から新たな金融資産を譲り受けることを繰り返す場合、又は当初譲り受けた金融資産をすべて回収した後、譲渡人から再度新たな金融資産を譲り受ける場合
(3)	上記（1）～（2）を満たしている場合には、当該 SPE に対する出資者及び当該 SPE に資産を譲渡した
(4)	会社（出資者等）から独立しているものと認め、子会社の範囲の要件を満たしている場合であっても、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

出所：企業会計審議会. 1998b. 具体的な取扱い, 財務諸表等規則第 8 条第 7 項, 日本公認会計士協会会計制度委員会. 2000. 金融商品会計に関する実務指針, 35 項に基づいて作成。

〔表 7〕具体的な基準（案）における特別目的事業体の連結要否の判断基準

(1)	SPE に対する出資額が当該 SPE の資産総額に対して僅少であり重要性が乏しい場合には、子会社および関連会社に該当しないものとすることができる。 ただし、SPE に資産を譲渡した会社が、当該 SPE に譲渡した資産に関して、原債務者の債務不履行若し
(2)	くは資産価値の低下が生じた場合に、損失の全部もしくは一部の負担を行い、または重要な利益を享受することとなるときは、当該資産を譲渡した会社の子会社に該当するものとする。

出所：企業会計審議会. 1998a. 具体的な基準（案）に基づいて作成。



〔図3〕特別目的事業体の連結に関するわが国の現行会計基準の全体像

(注1) 資産流動化法に基づいて設立される SPE である特定目的会社 (TMK:Tokutei-Mokuteki-Kaisha) であり、かつ 8 条 7 項 SPE の要件を満たす SPE

(注2) TMK であるが、8 条 7 項 SPE の要件を満たさない SPE

出所：威知. 2006b.

c) 特別目的事業体の連結会計基準に関する再検討の動向

エンロン社の不正会計事件を契機に、わが国でも SPE を用いた取引に問題がないかどうか注目され、日本公認会計士協会の監査業務審査会は、SPE を利用していると思われる企業の監査人に対して、SPE の利用状況およびその会計処理の実態に関するアンケート調査を実施した。この結果は、「特別目的会社 (SPC) に関する調査結果報告」(以下、調査報告) として、2002 年 12 月に公表されている。

調査報告では、債権や不動産の証券化およびレバレッジドリースを目的として設立される SPE が主なものであり、株式会社形態、有限会社形態、英領ケイマン諸島に設立された SPE など、資産流動化法に基づかない SPE が圧倒的に多く利用されていることが明らかにされている。調査報告の結論としては、特に問題となるような取引は無かった旨が報告されているが、SPE の連結問題について資産流動化法に基づかないで任意に設立された SPE に対し、支配力に基づかない連結範囲の判断基準を検討する必要があることが指摘されている²¹⁾。

その後は、日本公認会計士協会が 2005 年 9 月に公表した「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」を受けて、企業会計基準委員会が検討すべきテーマを提言する組織であるテーマ協議会により SPE の連結問題に関する検討を行うべきことが提言され、企業会計

基準委員会の専門委員会として新たに設立された「特別目的会社専門委員会」（以下、SPC 専門委員会）にて、SPE の連結に関する議論を行うことが予定されている。

4. 特別目的事業体の連結会計基準の国際比較とコンバージェンスの動向

(1) 特別目的事業体の連結要否の判断基準に関する国際比較

SPE の連結要否の判断に関する米国会計基準、IAS/IFRS、およびわが国会計基準を比較すると、次のとおり要約することができる〔表 8〕。

これまで検討したとおり、各会計基準とも、SPE のリスクと経済価値の帰属の有無という観点から、SPE の連結要否の判断を行うことを求めている。しかしながら、SPE の連結要否の判断に関するわが国会計基準を改訂 FIN 第 46 号や SIC 第 12 号と比較すると、①リスクと経済価値の帰属の有無に基づいて連結要否を判断することが求められる事業体の範囲について、連結範囲 Q&A の Q&A. 13 (1) では「金融機関・弁護士等が SPE に全部またはその大部分を出資し、資産の譲渡人は出資を行っていないかまたは出資を行っていてもその割合が 15% 未満である場合」という制限を設けている点²⁹⁾、および②連結範囲 Q&A が対象としているのは、「SPE に資産を譲渡した者」に限定した取り扱いであり、それ以外の取引を目的として設立される SPE を対象としたものではない点、の 2 点について相違が生じている。

〔表 8〕 特別目的事業体の連結要否の判断に関する各会計基準の国際比較

	SPE の範囲（定義）	連結要否の判断基準
米国会計基準	次の要件のいずれかを満たす事業体を、変動持分事業体(VIE)と定義。 (a)リスクを負担する持分投資の総額が不十分。 (b)当該事業体のリスクを負担する持分投資家がある支配的財務投資の特徴を欠いている。	VIE から生じるリスク・経済価値を変動持分(VI)と定義し、VI の過半を負担あるいは享受する者(PB)によって連結されるとしている。
IAS/IFRS	SPE とは、次のような事業体であると説明。 (a)リース、研究開発活動、または金融資産の証券化などの、十分に限定された目的を達成するために設立される。 (b)事業活動に関する意思決定の権限が、著しく制限されている場合が多い。	SPE への支配を示す指標(indicators)として、(a)事業活動、(b)意思決定、(c)リスク、(d)便益を挙げている。また、同号の付録にて、これらの具体例が示されている。なお、上記(a)、(b)は、(c)、(d)の指標に基づいて連結要否の判断を求められる SPE の範囲に関する指標であるといえる。
わが国会計基準	連結範囲 Q&A は、「特別目的会社等」、「特定目的会社等」という表現を用いており、8 条 7 項 SPE の要件を満たさない SPE を対象とした基準といえる。ただし、その範囲は明らかでない。	SPE から生じるリスクと経済価値が帰属する者に、当該 SPE を連結することを求めている。ただし、リスクと経済価値の帰属に基づく連結要否の判断が求められているのは、SPE へ資産を譲渡した者、および SPE へ出資を行っている者に限定。

(2) 一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定に関する国際比較

一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定に関する米国会計基準、IAS/IFRS、およびわが国会計基準を比較すると、次のとおり要約することができる〔表9〕。

CESRも指摘するように、現行のIAS/IFRSでは「一定の要件を満たすSPEを連結除外とする例外規定」は設けられておらず、また、現在IASBが検討を進めているIASB連結プロジェクトにおいても、プロジェクトの当初より、例外規定を設けることについて否定的な見解が示されている。これは、IAS/IFRSでは、金融資産の認識中止に関する会計基準とSPEの連結要否の判断に関する会計基準との間に生じるコンフリクトを、改訂IAS第39号にて実質的に解決を図っていることによると考えることができる。

米国会計基準における例外規定とわが国会計基準における例外規定においても相違が生じており、米国の場合には、SFAS第140号によりQSPEに関する要件として、譲渡人からの分離に関する要件、業務内容の制限に関する要件、保有資産の制限に関する要件、資産の処分方法に関する制限、の別に細部に渡って制限が設けられているのに対し、わが国の場合には、具体的な取扱いおよび財務諸表等規則第8条第7項により、「当該資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の出資者に享受させることを目的として設立されており当該特別目的会社の事業が上記の目的に従って適切に遂行されていること」のみが示されているに過ぎない。つまり、8条7項SPEが満たさなければならない要件は、QSPEの要件についてより厳格化が図られているSFAS第140号に比べて、より広義に解釈しうる、という点で相違が生じている。

とりわけ、QSPEが保有可能な資産は受動的な金融資産に限定されているのに対して、8条7項SPEが保有可能な資産には特段の制限が設けられておらず、不動産等の非金融資産を譲り受けるSPEであっても連結除外とされうる点で重要な相違が生じていると考えることができる。

〔表9〕一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定に関する国際比較

	例外規定の有無	例外規定の特徴
米国会計基準	金融資産に関する会計基準（SFAS第140号）にて、例外規定が設けられている。	QSPEが満たさなければならない要件を、（1）譲渡人からの分離に関する要件、（2）業務内容の制限に関する要件、（3）保有資産の制限に関する要件、（4）資産の処分方法に関する制限、に分類し、詳細に規定している。特に上記（3）にて、QSPEが保有可能な資産は、受動的な金融資産に限定されている。
IAS/IFRS	例外規定は設けられていない。	-
わが国会計基準	事業体の連結範囲の決定基準に関する会計基準（具体的な取扱い）にて、例外規定が設けられている。	8条7項SPEには、保有可能な資産に関する制限はない。

(3) 特別目的事業体の連結会計基準のコンバージェンスをめぐる動向

現在、IASB と FASB との間では、2002 年のノーウォーク合意を契機に、会計基準のコンバージェンスに関する検討が進められている。そして、2006 年 2 月に公表された「IFRSs と米国会計基準との間のコンバージェンスに対するロードマップ－2006-2008－、FASB と IASB との間の覚書」(以下、MOU) では、短期的に検討を進めるべき事項と中長期的に検討を予定している事項とに分けて会計基準の相違の解消に向けた議論を行う予定としている。ただし、MOU では、IASB が現在検討中のプロジェクト「連結 (SPE を含む)」において、SPE の連結要否の判断にあたっての支配の考え方を含む支配概念の再検討が行われていることを理由に中長期的なプロジェクトという位置付けをされ、具体的な検討の開始までは至っていない。

また、企業会計基準委員会と IASB との間で進められている会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトでは、企業会計基準委員会が中心となって検討を進めることについて暫定的に合意されているものの、SPE の連結問題に関する事項は、FASB と IASB とのプロジェクトと同様に、中長期的な課題とされ具体的な検討には至っていない。ただし、企業会計基準委員会が CESR の技術的助言への対応スケジュールとして 2006 年 10 月に公表した「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について－EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み－」および「ASBJ プロジェクト計画表」によれば、2007 年 1 月より SPE の連結に関する会計基準の検討を開始し、同年末には討議資料 (DP: Discussion Paper) を公表する予定であることが明らかにされている。

5. 特別目的事業体の連結会計基準に関するわが国会計基準の今後のあり方

(1) 特別目的事業体の連結要否の判断基準に関するわが国会計基準の今後のあり方

これまで検討したとおり、SPE の連結要否の判断基準に関する論点とは、どのような基準に基づいて誰が SPE を連結すべきであるのかという点である。前節にて行った SPE の連結要否の判断に関する会計基準の国際比較を踏まえていけば、各会計基準では、いずれも SPE のリスクと経済価値が帰属する者に当該 SPE を連結することが求められている。したがって、会計基準のコンバージェンスという観点から見た場合、この点については、特段の問題は生じてないと考えることができる。

しかしながら、SPE の連結要否の判断基準に関するわが国会計基準では、リスクと経済価値が帰属する者に SPE を連結することを求めているものの、リスクと経済価値の帰属という観点から連結要否を判断することが求められる SPE (なお、連結範囲 Q&A では「特定目的会社等」、「特別目的会社等」という表現が用いられている) とは、どのような事業体を指すものであるかについては明らかでない²³⁾。

かかる問題について、わが国会計基準の今後のあり方を検討する場合、意思決定能力が存在せず事

業活動が制限されている事業体を SPE として捉えるアプローチ（以下、IASB 型アプローチ a）²⁴⁾、あるいは、事業体のリスクを負担する持分投資の総額は十分であるか否か、およびリスクを負担する持分投資家が支配的財務投資の特徴を有しているか否か、という 2 つの観点からリスクと経済価値の帰属に基づく判断が求められる事業体を会計上定義するアプローチ（以下、FASB 型アプローチ a）、のいずれかのアプローチをもって、SPE の範囲に関する会計基準を設けることが考えられる。ただし、IASB 型アプローチ a は、SPE が有する性質から SPE の範囲を捉えたものであることから、SPE の連結要否の判断基準として「リスクと経済価値の帰属の有無に基づいて判断することを求める」ということ自体のコンセンサスは得ることができるものの、SPE の連結に関する会計基準を設定するという観点から約 20 年に渡って取り組んできた FASB と EITF における議論の結果を鑑みれば、SPE の範囲をどのように設定するかという問題（「SPE とは何か」という問題ともいえる）を解決することは困難であろう。

したがって、SPE の連結要否の判断にあたり、リスクと経済価値の帰属に基づく判断を求めるという判断基準を用いること自体には問題はないとしても、かかる基準が適用される主体を特定する（事業体の範囲を特定する）ためには、改訂 FIN 第 46 号により特定される VIE のように、事業体のリスクを負担する持分投資が十分であるか否か、およびリスクを負担する持分投資家が支配的財務投資の特徴を有しているか否かという、2 つの観点から、リスクと経済価値の帰属に基づく判断基準が適用される事業体の範囲を設定するという FASB 型アプローチ a をベースに検討を行うことが求められる。

（2）一定の要件を満たす特別目的事業体を連結除外とする例外規定に関するわが国会計基準の今後のあり方

これまで検討したとおり、一定の要件を満たす SPE の連結除外規定に関する問題とは、「米国会計基準およびわが国会計基準では『一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定』が存在するが、IAS/IFRS ではこのような例外規定は設けられていない」という会計基準の相違を今後どのように解消すべきであるかという論点である。

まず、米国会計基準およびわが国会計基準にて例外規定が設けられている理由は、「あらかじめ連結されない SPE の要件を明確に示すことにより、SPE の連結要否に関する会計手続き上の安定性を確保し、金融資産の認識中止と SPE の連結とのコンフリクトを含め SPE の連結に関する会計問題が証券化取引の阻害要因となることを避けること」にあるといえることができる（以下、これを FASB 型アプローチ b という）。

前節にて考察した例外規定に関する米国会計基準とわが国会計基準との比較を踏まえていけば、米国会計基準の例外規定を規定する SFAS 第 140 号では、詳細に渡りその要件が設けられているのに対し、わが国会計基準の例外規定は、必ずしも厳格なものであるとはいえず（SFAS 第 140 号として差

し替えられる前の基準書である SFA 第 125 号、EITF 第 96-20 号を参考として設けられた基準であること、および、証券化の実施を進めるといふ当時のわが国の政策の影響をその理由として挙げることができる)、この点が今後の課題であるといえる。また、SFAS 第 140 号では QSPE が保有可能な資産は、受動的な金融資産（保有に伴う意思決定に関与しない金融資産）に限定されていることに対し、8 条 7 項 SPE には、保有可能な資産については特段の制限が設けられておらず、不動産等の非金融資産を譲り受けることが可能となっていることを相違点として指摘することができる。ただし、FASB は、例外規定の根拠の 1 つとして「譲渡人から明確に分離されているといった一定の要件を満たす SPE が発行する ABS 等の証券の保有者が当該 SPE の資産の保有者である」としているため、SPE が譲り受ける資産の種類について、それが受動的な資産であれば、金融資産を譲り受ける SPE にのみ、かかる例外規定の適用を可能とすることの根拠は必ずしも明らかでない²⁵⁾。

したがって、一定の要件を満たす SPE を連結除外とする例外規定についてのコンバージェンスを検討するにあたり、FASB 型アプローチ b を前提とした場合には、わが国会計基準の今後のあり方としては、例外規定は「あらかじめ連結範囲に含まれない SPE を会計上定義している」ことを鑑みて、SFAS 第 140 号による規定を参照し、できる限り厳格な要件を設定する必要がある。ただし、現行の 8 条 7 項 SPE の要件と同様に、金融資産・非金融資産のいずれの場合であっても譲り受けることを可能としたうえで、当該資産の受動性に関する要件を別個に設けるべきであろう。

一方で、IAS/IFRS では、改訂 IAS 第 39 号により「支配が存在する SPE を連結した上で金融資産の認識中止の判断を行う」という考え方を導入することで、実質的に、金融資産の認識中止と SPE の連結との間にコンフリクトが生じるという問題への対応を図っている（以下、IASB 型アプローチ b）。IASB 型アプローチ b は、例外規定を設けるといふ FASB 型アプローチ b とは異なったアプローチであるが、いずれも金融資産の認識中止に関する会計基準と SPE の連結要否の判断に関する会計基準との間に生じるコンフリクトを解消することを目的としたものであるといえる。

この点について、FASB 型アプローチ b、および IASB 型アプローチ b のいずれが望ましいアプローチであるかについては、筆者の今後の研究課題としたい。ただし、仮に、IASB 型アプローチ b を採用することを前提とした場合には、一定の要件を満たす SPE を連結除外とする理由は失われることとなり、FASB 型アプローチ b を放棄することが求められる。つまり、IASB 型アプローチ b を採用することを前提とした議論を行う場合には、米国会計基準、およびわが国会計基準は、大きな転換を行うことが求められることとなるのである。

6. おわりに

本稿では、会計基準のコンバージェンスを進めるという観点から、SPEの連結会計基準に関するわが国会計基準の今後のあり方について検討することを目的として、米国会計基準、IAS/IFRS、およびわが国におけるSPEの連結に関する会計基準を比較検討した。

SPEの連結要否の判断にあたっては、米国会計基準、IAS/IFRSおよびわが国会計基準では、いずれも原則として、リスクと経済価値の帰属という観点からSPEの連結要否を判断することが求められている。ただし、SPEから生じるリスクと経済価値が帰属する者に当該SPEの連結を求めるという点では特段の問題がないものの、わが国会計基準では、リスクと経済価値の帰属の有無によって連結要否を判断することが求められる主体（事業体）である「SPEの範囲」については明らかでなく、かかる点が今後の検討すべき課題であることを指摘した。その際、SPEの範囲を従来の支配力基準による連結要否の判断が困難であるというSPEの性質や、用いられる取引例からその範囲を特定するというIASB型アプローチa、あるいは、その裏返しとして、リスクと経済価値による連結要否の判断が求められる事業体を会計上定義するというFASB型アプローチaのいずれかのアプローチを採用することが考えられるが、本稿では、FASB型アプローチaを採用すべきであると主張した。

一定の要件を満たすSPEを連結除外とする例外規定に関するわが国会計基準の問題としては、「あらかじめ連結範囲に含まれないSPEを会計上定義している」という点を鑑みて、譲り受ける資産についてはSFAS第140号のように金融資産に限定される必要はないが、8条7項SPEに関する要件を厳格化すべきであることを主張した。ただし、「一定の要件を満たすSPEを連結除外とする例外規定を設ける」というFASB型アプローチbと、「支配が存在するSPEを連結した上で金融資産の認識中止の判断を行う」というIASB型アプローチbとが、いずれが望ましいアプローチであるかという点については、筆者の今後の研究課題としたい。なお、すでに述べたとおり、IASB型アプローチbを採用することを前提とした場合には、米国会計基準、およびわが国会計基準は、例外規定を放棄するという大きな転換を行うことが求められる。

最後に、本稿で検討したとおり、SPEの連結に関する各会計基準は、FASBのEITFにおける検討を契機として、FASBとIASB/IASCとが相互に影響を与えつつ、現行の会計基準として設定されたものであるが、いずれも会計基準のコンバージェンスという観点から設定されたものではない。また、現時点においても会計基準のコンバージェンスという観点からの本格的な議論が行われているとはいえない状況にある。しかしながら、SPEの連結に関するわが国会計基準の今後のあり方について検討するにあたり、例えば、一定の要件を満たすSPEを連結除外とする例外規定について、「CESRが『米国会計基準が指摘されている内容と同一』と指摘している」という理由のみでは、検討を遅らせる理由にはならない。むしろ、このような課題にわが国が先んじて対応することによって、米国会計

基準や IAS/IFRS への貢献を行い、もって会計基準のコンバージェンスの舞台におけるイニシアチブを確保することが求められる。

注

- 1) 本稿の一部は、日本会計研究学会第 65 回大会において筆者が報告した自由論題報告「わが国における特別目的事業体の連結基準－一定の要件を満たす特別目的事業体の連結除外規定を中心に－」の成果を反映したものである。報告に際しては、越野啓一教授（富山大学）、山地範明教授（関西学院大学）、司会をして頂いた白木俊彦教授（南山大学）より貴重なご意見を頂いた。また、学会開催期間中には、小宮山賢先生（日本公認会計士協会常務理事）、向伊知郎教授（愛知学院大学）からも貴重なアドバイスを頂いた。ここに記して御礼申し上げたい。
- 2) 本稿では、国際会計基準委員会（IASC: International Accounting Standards Committee）が公表した国際会計基準（IAS: International Accounting Standard）、および IASC の後継団体である国際会計基準審議会（IASB: International Accounting Standards Board）が公表する国際財務報告基準（IFRS: International Financial Reporting Standard）の総称として、国際会計基準あるいは IAS/IFRS という用語を用いている。
- 3) 証券化とは、事業会社や金融機関等の企業が保有する特定の資産を SPE に譲渡し、その資産から生じるキャッシュ・フローを原資として支払いを行う証券（Asset Backed Securities: ABS）を発行するという一連の手続きから構成される取引をいう（藤井, 2006. 129-130）。本稿では、ABS とは後述する MBS、CMBS 等を含むものとする。
- 4) わが国の場合、集団投資スキームに用いられる SPE として投資信託や証券投資法人などがある（秋葉, 1999. 28）。
- 5) FASB 連結プロジェクトの全体像については、山地（2000）が詳しい。
- 6) 上記②に示されている考え方は、後述する FASB 解釈指針書第 46 号「変動持分事業体の連結－ARB 第 51 号の解釈指針」の考え方の基礎になっている。なお、同時期に FASB も参加したジョイント・ワーキング・グループ（JWG: Joint Working Group of Accounting-Setters）が公表した JWG ドラフト基準「金融商品及び類似項目」では、金融資産の認識中止を検討するにあたり当初に検討すべき要件の 1 つとして、金融資産の譲渡人は、譲渡人以外の者と譲受人としてではない実質的な事業（substantial business）を行っていることを求めている（ドラフト基準, par. 223）。このように、修正アプローチが対象としている事業体の範囲という点では、類似したものとなっており、JWG での検討時点で後述する VIE という会計上の事業体の定義の萌芽を見ることができる。
- 7) 持分投資の割合が事業体の総資産の 10% 以上であれば、原則として十分な持分投資とされる。
- 8) 言い換えれば、名目的な持分投資であるか否かの判断を求めている。
- 9) VIE に該当するか否かの判断プロセスについての詳細は、威知（2004. 124-125）を参照されたい。
- 10) 期待損失および期待残存利益とは、財務会計概念ステートメント（SFAC: Statement of Financial Accounting Concepts）第 7 号「キャッシュ・フロー情報と現在価値情報の会計上の測定における利用」における見積もりキャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローから算出される金額である。計算例については、向（2006. 183-186）が詳しい。

- 11) SPE の関係者としてサービサーとスポンサーが挙げられている (SFAS 第 140 号, par. 198).
- 12) QSPE を含む SPE の連結問題について SFAS 第 125 号では当時検討中であった FASB 連結プロジェクトにて検討するという立場を採っていたが (SFAS 第 125 号, par. 129)、日本資産流動化研究所による FASB の訪問記録によれば、FASB は FASB 金融商品プロジェクトにて QSPE のコンセプトを検討した時点で、既に QSPE は譲渡人およびその関係者の連結範囲に含まれないものと考えていたことが明らかにされている (日本資産流動化研究所, 1996, 107)。なお、FASB 金融商品プロジェクトにおける SFAS 第 125 号の検討経緯については、山田 (1995, 15-46) を参照されたい。
- 13) IASC における SPE の連結会計基準をめぐる議論の経緯の詳細は、威知 (2005, 70-74) を参照されたい。なお、IASC が SPE の連結会計基準の検討を行った背景として、IOSCO の第一作業部会「多国間ディスクロージャー及び会計」(WP1: Working Party 1) の議長、および WP1 のサブ・コミッティー「会計および監査」の議長より、IASC の議長宛に送られた 1994 年 6 月 17 日付けの書簡 (IOSCO, 1994) にて、IOSCO が IAS に要求した比較可能性/改善プロジェクト (Comparability/Improvement Project) の対象とはならなかったが、今後検討すべき課題の 1 つとして、SPE の連結に関する問題が指摘されていたことを付け加える。
- 14) IAS 第 27 号は 2003 年に改訂され、その際にタイトルが「連結および個別財務諸表」へと変更されたが、本稿の内容に対する特段の影響はない。
- 15) IAS 第 27 号では連結における支配を「事業活動からの便益を得るために、その企業の財務および経営方針を左右する力」と定義している (IAS 第 27 号, par. 6)。
- 16) なお、SIC が金融資産の認識中止と SPE の連結と間に生じるコンフリクトに関する問題を検討した際には、EITF 論点第 96-20 号にて QSPE を連結除外とすることが既に合意されていた。
- 17) SIC 第 12 号では、便益 (benefits) と記されているが、後述する IASB 連結プロジェクトにおいては経済価値 (rewards) という用語と便益とを同じように用いており、SPE の連結に関する議論では便益と経済価値は同義語といえる。
- 18) 詳細は、威知 (2005, 71-72) を参照されたい。
- 19) なお、かかる取り扱い、実務上、譲渡人のみならず SPE のリスクあるいは経済価値が帰属するすべての事業体に対する取り扱いであるという見解もある (長谷川ほか, 2000, 57)。
- 20) この点についての詳細は、威知 (2006a, 64-67)、威知 (2006b) を参照されたい。
- 21) ここでの支配力とは、意思決定機関に対する支配の有無に基づく従来の支配力基準を指していると思われる。
- 22) これは、逆に言えば「どのような事業体が SPE」であるかともいえる。この点については「5. 特別目的事業体の連結に関するわが国会計基準の今後のあり方」にて再度検討する。
- 23) 仮に、SPE の範囲を連結範囲 Q&A にて示されている「金融機関・弁護士等が SPE に全部またはその大部分を出資しており、SPE へ資産を譲渡する者 (譲渡人) は出資を行っていないか、または出資を行っていたとしてもその割合が 15% 未満である状況」であるとしても、SPE に資産を譲渡する譲渡人にも SPE から生じるリスクと経済価値という観点から連結要否の判断を行うことを求めており、少なくとも、集団投資スキームの実施を目的として設立される SPE に対してはわが国会計基準では何ら規定が設けられていないのである。なお、SPE の連結要否の判断基準に関する現行のわが国会計基準は、その内容は十分でないが、後述する IASB 型アプローチ a に属するものと考えられることができる。

- 24) FIN 第 46 号以前の EITF の合意に基づく SPE の連結要否の判断に関する米国会計基準が含まれる。
- 25) なお、不動産等の非金融資産は、資産に関するほとんど全てのリスクと経済価値が移転しているか否かによって認識中止の可否が判断されることから（一般に「リスク・経済価値アプローチ」と呼ばれる）、不動産等の非金融資産の認識中止と SPE の連結との間には原則としてコンフリクトは生じない。そのため、金融資産の認識中止と SPE との連結との間で生じるコンフリクトを回避するためのセーフハーバー規定としての観点からは、不動産等の非金融資産を譲り受ける SPE は例外規定の対象とはならないともいえるが、SFAS 第 140 号にて示されている「金融資産を譲り受ける SPE にもみ例外規定を適用する」という考え方は、逆に言えば、金融資産の認識中止と SPE との連結との間で生じるコンフリクトを回避するためのセーフハーバー規定という意味合いが強いことを意味しているものと考えられることができる。

主要参考文献

- 秋葉賢一. 1997. 「証券化における SPE の連結会計問題に関わる動向」『資産流動化研究』3: 229-240.
- 秋葉賢一. 1999. 「連結会計における特別目的会社の取扱い」『商事法務』1522: 27-32.
- 今福愛志. 2003. 「新しい事業体と『エンティティ概念』」『企業会計』55 (8): 18-24.
- 企業会計審議会. 1998a. 「連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な基準（案）」.
- 企業会計審議会. 1998b. 「連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」.
- 企業会計基準委員会. 2006. 「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について—EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み—」 < http://www.asb.or.jp/html/international_issue/convergence/convergence_20061012.pdf > Last visited, November 30, 2006.
- 小宮山賢. 2002. 「SPE 問題と監査」『会計プロGRESS』3: 31-44.
- 小宮山賢. 2005. 「資産流動化の会計処理」資金循環における市場型間接金融の役割に関する研究会『資金循環における市場型間接金融の役割に関する研究会』報告書』財務省財務総合政策研究所. 231-239.
- 越野啓一. 2004. 「変動持分事業体の連結方針—米国における連結方針の見直しをめぐって」『金沢星稜大学論集』38 (2): 21-32.
- 威知謙豪. 2004. 「資産の流動化と米国における特別目的事業体の連結基準」『京都マネジメント・レビュー』6: 117-131.
- 威知謙豪. 2005. 「国際会計基準における特別目的事業体の連結基準」『京都マネジメント・レビュー』7: 67-82.
- 威知謙豪. 2006a. 「わが国における特別目的事業体の連結会計基準」『京都マネジメント・レビュー』9: 61-76.
- 威知謙豪. 2006b. 「わが国における特別目的事業体の連結基準—一定の要件を満たす特別目的事業体の連結除外規定を中心に—」日本会計研究学会第 65 回全国大会自由論題報告報告資料. <http://www.kyoto-su.ac.jp/~takehi/JAA2006/JAA2006_0809_takechi.pdf> Last visited, September, 11, 2006.
- 鳥飼裕一. 2001. 「連結財務諸表における支配」概念フレームワークに関する研究委員会『概念フレームワークに関する調査』企業財務制度研究会. 第 4 章第 6 節. 183-209.

- 野本博之・山地範明「連結方針と連結手続」米国財務会計基準（連結会計）研究委員会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』企業財務制度研究会. 第4編第2章. 288-291.
- 日本公認会計士協会. 2002. 「特別目的会社（SPC）に関する調査結果報告」.
- 日本公認会計士協会会計制度委員会. 2000. 「金融商品会計に関する実務指針」（2006年10月20日最終改正）.
- 日本公認会計士協会監査委員会. 2000. 「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」（2006年10月5日最終改正）.
- 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会. 2005a. 「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」.
- 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会. 2005b. 「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」.
- 日本資産流動化研究所. 1996. 『米国における資産担保証券の実態に関する調査報告』産業研究所.
- 向伊知郎. 2004. 「連結範囲の拡大と変動持分事業体－支配概念を中心として－」『JICPA ジャーナル』589: 44-49.
- 向伊知郎. 2006. 「連結財務諸表の信頼性—連結の範囲」日本会計研究学会特別委員会最終報告『財務情報の信頼性に関する研究』. 167-191.
- 長谷川英司・斉藤尚・森谷竜太郎. 2002. 『バランスシート効率化戦略』中央経済社.
- 藤井則彦. 1998. 『日本の会計と国際会計（増補第3版）』中央経済社.
- 藤井則彦. 2006. 『財務管理と会計－基礎と応用－（第3版）』中央経済社.
- 山地範明. 2000. 『連結会計の生成と発展（増補改訂版）』中央経済社.
- 山地範明. 2003. 「FASB『変動持分事業体の連結』の考え方」『企業会計』55(8): 25-31.
- 山田辰巳. 1995. 「FASBの金融商品プロジェクト」米国財務会計基準（金融商品）研究委員会『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向：基準の背景と概要（上巻）』企業財務制度研究会. 第1部第2章: 15-46.
- ロアン エリザベス コーマン (Roanne Elizabeth Coman). 2004. 「証券化における特別目的事業体の連結とディスクロージャーに関する国際比較」『JICPA ジャーナル』590: 33-39.
- Financial Accounting Standards Board, Emerging Issues Task Force (EITF). 1990. Emerging Issue Task Force Topic No. D-14: *Transactions involving Special-Purpose Entities*.
- Financial Accounting Standards Board, Emerging Issues Task Force (EITF). 1991. Emerging Issue Task Force Issue No. 90-15: *Impact of Nonsubstantive Lessors, Residual Value Guarantees, and Other Provisions in Leasing Transactions*.
- Financial Accounting Standards Board, Emerging Issue Task Force (EITF). 1996a. Emerging Issue Task Force Issue No. 96-20: *Impact of FASB Statement No. 125 on Consolidation of Special-Purpose Entities*.
- Financial Accounting Standards Board, Emerging Issue Task Force (EITF). 1996b. Minute of the November 14, 1996 Open Meeting of the FASB Emerging Issue Task Force. (December 12, 1996). *Emerging Issues Task Force minutes/issue summaries*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum: *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*.

- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1994. *Preliminary Views on Major Issues related to Consolidation Policy*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1995. Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards: *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1996. Statement of Financial Accounting Standard No. 125: *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*. (日本公認会計士協国際委員会訳. 1997. 財務会計基準書第 125 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」).
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1999. Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Standards: *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2000. Statement of Financial Accounting Standard No. 140: *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities (a replacement of FASB Statement No. 125)*. (日本公認会計士協国際委員会訳. 2001. 財務会計基準書第 140 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理 (FASB 基準書第 125 号の更新)」).
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2000. Working Draft: *Consolidation Policy: Modified Approach. (as of September 27, 2000)*. <<http://www.fasb.org/project/modified.pdf>> Last visited, August 30, 2006.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2003. FASB Interpretation No.46 (Revised), *Consolidation of Variable Interest Entities -an interpretation of ARB No.51*.
- Hartgraves, A. L. and G. J. Benston. 2002. The Evolving Accounting Standards for Special Purpose Entities and Consolidations. *Accounting Horizons*. 16: 245-258.
- Holtzman, M.P., E. Venuti. and R. Fonfeder. 2003. Enron and the Raptors. *The CPA Journal*. 73 (4) : 24-34.
- International Accounting Standards Board. (IASB). 2003. IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)*. (Latest revision: October 7, 2003. Last Board Discussion: September 18, 2003). <<http://www.iasb.org.uk.docs/projects/consolidation-ps.pdf>> Last visited, October 31, 2003.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2003. International Accounting Standard No. 39: *Financial Instrument: Recognition and Measurement* (Revised, December, 2003). [改訂 IAS 第 39 号] (企業会計基準委員会監訳, 国際会計基準書第 39 号「金融商品：認識及び測定」『国際財務報告基準書 (IFRS) 2004』レクシスネクシス・ジャパン) .
- International Accounting Standards Board. (IASB). 2006. IASB Project Summary, *Consolidation (including special purpose entities)* . (Latest revision: June 2006). <http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/16_205_ProjectUpdateConsolidations.pdf> Last visited, August 30, 2006.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1998. International Accounting Standard No. 39: *Financial Instrument: Recognition and Measurement*. [IAS 第 39 号] (日本公認会計士協会国際委員会訳, 国際会計基準書第 39 号「金融商品：認識及び測定」『国際会計準書 2001』同文館) .
- International Accounting Standards Committee, Standing Interpretation Committee (SIC). 1998. SIC Interpretation No. 12: *Consolidation - Special Purpose Entities* (Revised, November, 2004). (企業会

計基準委員会監訳, 解釈指針書 SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」『国際財務報告基準書 (IFRS) 2004』レクシスネクシス・ジャパン) .

International Organization of Securities Commissions (IOSCO). 1994. *IOSCO Letter to IASC, dated June 16, 1994*. (JICPA ジャーナル編集部訳. 1994. 「証券監督者国際機構 (IOSCO) WP1、IASC 比較可能性改善プロジェクト等に対する検討結果について書簡を発信」『JICPA ジャーナル』469. 127-146.

Jeffrey, P. 2002. International Harmonization of Accounting Standards, and the Question of Off-Balance Sheet Treatment. *Duke Journal of Comparative & International Law*. 12 (2) : 341-351.

Joint Working Group of Accounting-Setters (JWG). 2000. Draft standard: *Financial Instruments and Similar Items*. (日本公認会計士協会訳, ドラフト基準「金融商品及び類似項目」) .

A Comparative Study of the Consolidation Accounting Standards for Special Purpose Entities under U. S. GAAP, IAS/IFRS and Japanese GAAP

Norihide TAKECHI

Abstract

The purpose of this study is to compare the Consolidation Accounting Standards for Special Purpose Entities (SPEs). From the view point of criteria to measure the presence of control over SPEs, consolidation accounting standards for SPEs under the U. S. GAAP, IAS/IFRS and Japanese GAAP are equivalent as a whole each other. However, Consolidation Accounting Standards for SPEs under the Japanese GAAP have faced the two main issues as follows. It is necessary to consider these issues to improve reliability of financial statements, and to make progress toward the convergence between U. S. GAAP, IAS/IFRS and Japanese GAAP.

- The scope of SPEs under risk-reward criteria over SPEs is unclear.
- Certain SPEs used in typical securitization transactions are excepted the scope of consolidation for the transferor (originator) /sponsor. On the other hand, the current IAS/IFRS and consolidation project (including SPEs) under the IASB are not to accept these exceptional treatments.

Keywords : Consolidation Accounting Standards, Special Purpose Entities, Variable Interest Entities, Securitization, Convergence.